

告 示

埼玉県告示第九百三十一号

令和三年埼玉県告示第六百二十五号で公示した公共測量は、令和三年六月二十五日終了した旨測量計画機関である富士見市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年八月六日

埼玉県知事 大野 元裕